

# 地域枿と地域権力

村 田 修 三

【要約】 中世の枿が庄園制の盛衰に応じて多様に變化したことは、宝月圭吾氏によって詳しく研究されているが、戦国期の在地状況が枿の變化にどのように影響したかという点は、まだ課題として残されているように思われる。近江国の事例によると、一五世紀の中頃から庄園領主の収納枿に代って、小地域毎に細分化した地域枿が出現し、一六世紀に入る頃から、比較的広域にわたって使用上の基準性を備えた地域枿が抬頭するようになる。これらの地域枿は加地子得分を計量する点と容積が庄園の枿より小さい点とに共通性をもつ。地域枿が庄園領主権力に保障された枿を駆逐して地域的な流通性を獲得する背景には、庄園制の崩壊・米の商品化と農村の商業の発達に加えて、惣村を基礎とする小領主層の地域的な連合組織が枿の基準性を保証したことが考えられる。令制枿以来平均的な容積が漸増してきた枿の歴史の中で、中世末に至り逆に小さな地域枿が地方農村を支配する一時代を迎え、やがて織豊権力によって基準枿としては最も大きな京枿に統一されるといふ推移は注目に値する。このことは、米の取手・買手の領主・京都に対して米の納め手・売手の惣村・地方が独自の政治的・経済的秩序を築く可能性をみせた戦国期の特質と深く関連すると思われる。

史林 五五卷一号 一九七二年一月

## 一 は じ め に

中世の枿は時代・地域・使用者によってその量目が多様であり、統一的な基準の存在しなかった点に大きな特色がある。そのことはすでに宝月圭吾氏が大著『中世量制史の研究』で詳細に述べられているところである。今日の中世史学界で達した量制史上の知見の殆どは氏の研究に負っており、この書に尽くされているといつてよい状況である。宝月氏によって

中世の枡を簡単に整理すると次のようになる。

鎌倉末までは、令制枡の遺制として、国毎に分化して売買の直米の計量に用いられた国衙枡（国斗・国本斗・本斗）と、延久の荘園整理令の際に令制枡の再興としてつくられ役夫工米の計量を通してある程度全国的に使用せられた宣旨斗とがあった。しかし中世社会を規定する庄園制に本来照応した枡は、庄園単位に年貢米の収納に用いる庄斗、諸庄園よりの年貢米を庄園領主のもとして一括計量しなおすための領主斗、領主米の支払い・配分に用いる下行斗の三種である。南北朝内乱後庄園制の崩壊にともない枡も細分化・私枡化を激しくした。領家職・地頭職・名主職などの職にもとづく職枡（とくに加地子を収納する名主職枡が特徴的）、庄園の境域にとらわれない地域単位に用いられる小地域枡（その地域は時代の降るほど細分化する）、特定個人のみが使用する個人枡、などが室町時代に発達した。このように変質した中世量制は、戦国大名等が公定枡の権威を付与せんとした判枡、商品経済・市場の発達によって使用範囲を拡大する商業枡、斗・升の単位間の不規則な累進関係を是正して十進法に統一する機能をもった十合枡などを媒介にして整理・統一の条件を得、京都の商業枡・十合枡として発達した京枡を織豊政権が全国統一の公定枡として採用したこと（最終的には寛文年間の新京枡統一）によって近世量制へ転換した。

枡の容積については、不明な部分が多いので氏は積極的に立論しておられないが、大まかな傾向は次のようになる。令制枡（大升）は現枡換算約四合であるが、宣旨斗は約六合二勺七才、庄斗は東寺領の場合六合から一升六合の偏差があるが八合前後が多く領主斗・下行斗はその機能に応じて順に小さい。商業枡は庄斗より小さいがその発達の過程に位置づけられる奈良の十合枡は八合三勺前後に、さらに発達した京都の十合枡は一升よりやや小さく、京枡として採用された最初のものは九合六勺四才に達し、寛永の新京枡で現一升と同意になった。私なりにこれを流行値的な見方で整理すると約四合の令制枡から漸増して約一升の京枡に至るのが中世の枡の容積の変化の歴史であったということになる。

宝月氏によるこのような歴大な研究は、中世の枡を、古代量制・中世量制・近世量制の大きな推移の中に位置づけ、し

かもそれを古代律令制・中世庄园制・近世幕藩制という社会発展の歴史の基礎を特徴づけるものとして把握したものであり、且つは逆に支配体制の推移を枡の変化という実証面から洞察したものであり、単なる制度的な量制史に止まらない貴重な素材と視野を中世史研究に与えたものといえよう。しかし、現在宝月氏の研究によってもまだ十分に解明されていない問題が残されているように思われる。それは中世末期、庄园制下の諸枡がくずれ、やがて京枡に統一されるまでの地方農村の枡の実態についてである。宝月氏によってこの問題は職枡・小地域枡・個人枡等の新しい型の枡の出現を素材に、中世の枡がますます私的に細分化される方向で追求されている。そしてそういう枡の混乱状態を止揚すべく登場する判枡・商業枡・十合枡等は京枡に一元化された近世的量制の形成過程として位置づけられている。いいかえると、中世量制史は私枡化・細分化の進展という方向でえがかれ、それに対する基準化・広域化の動きは近世の京枡に必然化されている。結果的にはたしかにその通りであるが、戦国期における枡は庄园制の中世量制の崩壊かさもなくば京枡へ収斂する近世量制の萌芽か、という二側面だけではとらえがたい独自性をもっているように思われる。そのような側面を追求する手がかりとして本稿では「地域枡」という分類を立ててみた<sup>②</sup>。宝月氏が枡を社会体制と照応する一つの経済的指標として追求された方法に学んで、戦国期に特有な枡のあり方と戦国期の社会体制の特質との関連をさぐる事が可能だと思ふからである。以下、近江の国に素材を選んで「地域枡」の実態を追求することとする。

① あまりにも偏差が大きく、またあげられた事例が統計的处理を予想したものではないので平均値をとるわけにはいかない。一応流行値(モード)に似た考えで主要な数値を推並すると、八合前後として大過ないようである。

② ついでながら、宝月氏のたてられた「領主斗」という分類は、庄园領主権力によって制定せられた諸枡に対する「地域枡」という本論

の構図にとって若干具合が悪い。前述したように宝月氏の「領主斗」は領主の枡の中で特に領主の家政内で(寺内で)用いる枡のことであり、これをもって領主の枡全体を代表するかの如き語感を与える。「領主斗」の語を充てるのは、私の立論からすれば都合が悪いのである。領主が寺であれば「寺内斗」でよいが、領主一般についていう場合は「領主算用枡」とでもした方がよいのではないかと思う。

## 二 地域枡の成立

まず、私なりに戦国期初頭の史料によって、枡の基準性とは何か、という初歩的な問題から考えてみたい。

奉寄進光明講田事

願主 円蔵 圓

合

細江内

納升定

五斗

延定七斗五升

細江道 圓

細江内

納升定

二斗二升

延定三斗三升

同道 圓

金巻

七斗七升

延九斗五升

クルキ 弥介

納升

五斗

延七斗五升

七郎庄司

以上一石九斗九升

（別筆）  
「此田数ハ武段武收分ニテ候」

延定二石七斗八升

これは文明元年の記事を含む「神照寺旧記」断簡の一部であるが、引用部分は脱字・遺漏等はないとみてよい。坂田郡の西北部、細江郷の光明講田の年貢の算用状の写で、「納升」・「金巻」枡で収納した米を「寺斗」に換算すると五〇パーセントの「延」が出て七斗五升になるから、「寺斗」と「納升」の容積比は1:1.5となる。同様に「寺斗」と「金巻」の容積比は1:1.2866となる。故に「金巻」と「納升」の比は1:1.1666である。これは1:1.2に近い。このことから「十二合」・「十合」という小書はそれぞれ「納升」・「金巻」の容積をある数値を基準にして表現した記載であるということがわ

かる。そんなまわりくどい言い方をせずとも「金巻」が「十合」枅なのだと断定してもよさそうだが、「金巻」・「納升」ともに「□□合升」というように容積名称にかたまっていないと思われる点、つまり容積枅にはまだなっていない点を重視しておきたい。当時江北の地域で十合一升の容積基準となる枅が知られていて、それをもって計量すると「納升」は十二合に、「金巻」は十合に相当する、というのがこの記載の意味であろう。ついでに「寺斗」をこの基準で計ると七合七勺七才七分、約八合の枅となる。

以上のことからこの場合の枅の基準性とは、容積換算上の基準と使用上の基準との二つあることがわかる。多様な枅相互間の容積比を定める尺度としての或る種の枅が意識される際、この枅はいわば尺度枅としての基準枅になる。本例の場合の十合一升の尺度枅はおそらく京都の十合枅であろうが、それをたしかめる術も、又それが京枅段階の十合枅（宝月氏の論証された現一升よりやや小さいという容積）とどのような容積比であったかを検証する術も目下ない。それはともかく、この十合枅の存在が意識されていながら、その十合枅が直ちにこの地の基準枅にならず、使用者とその用途によって限定された他の基準が併存したのである。この事例では「寺斗」が神照寺の寺内算用という用途において基準枅であったのである。この「寺斗」は（領家）算用枅、宝月氏のいわれる「領主斗」にほかならず、その限りではこと新しい事例ではないが、あきらかに尺度としての基準枅が他に存在していても、用途・使用者・地域によって独自の基準の枅が用いられたし、むしろ後者の側面の方が強く規定したのが戦国期に至るも変らなかつた中世量制史の特色である。いいかえるならば、尺度基準性よりも使用基準性の方がより規定的であった。京都の市場の影響などで尺度基準性がある程度存在していても、地域の独自性に応じた使用基準性の方が優越するという事情によって、本論で扱おうとする地域枅なるものが強い流通性をもって登場するのである。

ところで地域枅の地域性ということであるが、これには二つの意味がある。広域的に用いられた領主枅の一円性が崩れて枅が小地域へ細分化するという場合のものが一つである。これに対して、部分的に用いられた枅が地域的一円性を獲得

して広域的な基準枴となる場合がある。宝月氏のあげられた「小地域枴」は前者に相当する。これは庄園領主権の縮少という事態に依じて庄斗等の領主枴が流通範囲を縮少する場合が典型的なものであるが、在地の条件に依じて多様な成立の仕方がある。領主枴の崩壊という点に共通性があるだけで、枴の基準性という面では積極的な内容をもたず消極的な規定性しかない。そういう意味でこれを第一次的な地域枴としておこう。後者の地域枴は、前者の第一次的な地域枴によって領主枴が崩れていった後の段階で、一定地域に積極的な基準性をうち立てていく枴であり、前者に対して第二次的な本格的な地域枴である。本論でとくに追求しようとするのは後者である。

第一次的な地域枴の一例は観音寺領坂田郡大原庄内夫馬郷に登場する夫馬升である。まず前段階の状態はどうであったか。

二石七斗五升	高幡淨濟	三反小分
一石	同 弥宜大夫	一反
二石	同 常教	二反分
一石	同 介太郎	一反分
い上六石七斗五升太郎丸升定皆成		
七石四斗四升一合	<small>寺斗ノフル</small>	納定此内
二石聖ノ時新下有米		
	五石四斗四升有	

永享二年十一月十四日

②

これは応永三〇年（一四二三）からの記事を記録した「観音寺法輪院仏田納帳」の末尾の部分である。太郎丸升で収納された米六石七斗五升を寺升で計量しなおすと七石四斗四升一合となっており、寺升一升は太郎丸升の九合七才に相当す

表1 坂田郡観音寺文書祈記載売券

番号	年月日	祈記載	在所	売買対象	計量対象
1	延応2(1240)2.23	本斗	光包名	畠	所当2斗
74	応永17(1410)11.11	石田斗	山室保	田大	能米10石
88	永享6(1434)12.11	太郎丸	夫馬郷	田1反	所当1斗, 加地子得分1石
91	〃 9 3.23	太郎丸			出拳米5斗
102	〃 11 5.10	太郎丸升	夫馬郷	公田2畝	能米1石
103	〃 11 12.15	太郎丸升	夫馬郷	田1反	公方8斗, 加地子7斗
106	文安3(1446)1.14	太郎丸升	大原庄内夫馬郷	田1反	年貢1石5斗
108	宝徳1(1449)11.27	太郎丸	大原庄内夫馬郷	畠2畝	公方6斗, 得分1石
121	康正2(1456)6.25	太郎丸升	(夫馬郷)	田畠7筆	公方(8斗~1石), 加地子(3斗~1石)
127	長祿3(1459)12.18	太郎丸升	大原庄内夫馬郷	田1反3畝	加地子9斗
130	〃 4 12.29	夫馬升	大原庄内夫馬兵衛名	田大	公方2斗, 得分6斗
135	寛正5(1464)6.2	太郎丸升	大原庄内夫馬郷	畠1反	公方1斗5升, 加地子1斗2升
137	〃 6 4.14	太郎丸升	大原庄内夫馬郷	畠	加地子8斗
142	応仁2(1467)10.2	石田ノ庄之斗	山室保	田2反7畝	年貢3石3斗
145	〃 3 4.28	庄升	大原庄夫馬郷	田1反, 畠2畝	公方6斗, 加地子1石
152	文明8(1476)6.12	内得升	福能部庄		加地子2斗6升
159	〃 11 8.16	庄斗	(福能部庄)	畠2畝	分米2斗6升
〃		経田升	大原高番	田2反	分米2石
161	〃 11 12.7	庄之斗	福能部庄	田2畝	得分3斗
173	延徳2(1490)8.6	赤斗	鳥羽上庄内常喜本庄	田1反	定徳分1斗6升
174					
180	明応7(1498)9.6	下村斗	福能部庄	田1反	得分1斗
184	〃 10 1.20	夫馬升	(夫馬郷)		公事米2石
189	文亀2(1502)12.11	夫馬升	(夫馬郷)	田1反	徳分定米4斗, 公方5斗
196	永正3(1506)5.13	八合升	七条庄(福能部庄)		徳分1石
198	〃 3 12.13	石寺升	大原庄内観音寺前		徳分2石
203	〃 6 12.13	北殿納升	山室保	1反小	徳分2石□斗
204	〃 8 4.12	夫馬井田(ニ)	大原庄内夫馬郷	田1反	公方年貢5斗, 内徳分6斗2升
206	〃 10 6.26	公方之トノコ	夫馬郷	田半	公方4斗, 徳分6斗
207	〃 15 9.23	寺升	大原庄内観音寺前	田1反	徳分1石8斗
232	享祿4(1531)11.21	大原升	八条(福能部庄)	田大	能米
233	〃 5 4.3	夫馬ノ斗	夫馬郷	田1反	定徳分8斗, 公事米7斗
244	天文3(1534)	座斗	野一色	田(面積不明)	(5斗)
250	〃 8	八合	七条庄(福能部庄)	田1反	徳分1石
253	〃 8	下村ノ斗	福能部之庄	田1反	徳分1石
256	〃 9	下村ノ斗	福能部之庄	田1反	徳分1石
261	〃 11	八合	(福能部庄)	田9畝	徳分4斗2升
262	〃 13	七合升	七条之郷(福能部庄)	田小	徳分4斗
266	〃 13	八合	山室保	田1反	徳分(定米)1石1斗
292	永祿2(1559)	斗子	大原庄夫馬郷	田1反小	公方1石3斗3升3合 3才公事米2斗, 徳分1石3斗
308	〃 6	夫馬ノ斗	大原庄内夫馬郷	田大	公方4斗6升6合6勺
309	〃 6	夫馬斗子	大原庄内夫馬郷	屋敷1所	徳分4斗
314	〃 7	弔	大原庄小田郷	田大	定徳分3斗
315	〃 7	石田升	山室保	田1反小	徳分5斗
319	〃 8	夫馬升	大原庄寺前	田1反	徳分1石 公方8斗, 徳分5斗, 公事米1斗5升

る。この箇所以外にも同帳で兩升の換算を行なった記事があり、それらは寺升一升が太郎丸升の〇、九〇八〇、九四六〇、九七八五と異同があるが、記載の確実性からみて九合が基準の換算率であったとみてよい。寺升到換算してから聖の時（窻）料に支出しているのであり、太郎丸升が庄園収納枡、寺升が下行枡をかねた領家算用枡であると考えられる。<sup>③</sup> 太郎丸升が使用された範圍は本帳記載では地名が高幡しか出てこないが、康正二年（一四五六）の「觀音寺仏用目安」では夫馬郷・相撲庭の分米がやはり太郎丸升で納められているから、大原庄一帯に収納枡として用いられたものであろう。

ところが一五世紀の半ばをすぎると枡のあり方が一変する。第一表は觀音寺文書『改訂國坂田郡志』第六卷所収の売券類にあらわれる枡の名をすべて年代順にあげたものである。大原庄夫馬郷の場合、長祿三年（一四五九）まで太郎丸升のみが用いられていたが、長祿四年に夫馬升がはじめて姿をあらわす。太郎丸升は寛正六年（一四六五）を最後に姿を消し、明応七年（一四九八）以後は、「公方ノトノコ」一例を例外としてすべて夫馬升で占められる。故に寛正六年から明応七年までの間、おそらく応仁文明乱を境に夫馬郷という一小地域で地域枡が領主枡にとってかわったことがわかる。夫馬郷以外でも小地域毎に非常に雑多な枡が横行している状況がわかる。かかる枡の個別分散・混乱状態の中から特定の枡が諸枡を駆逐して広域的な使用基準性を樹立していく場合がある。これが第二次的な地域枡である。

甲賀郡の現水口町西半部（伊勢神宮領柏木御厨）には戦国期に土豪山中氏が蟠踞しており、その山中文書は山中氏ら多数の土豪によって築いた甲賀郡中惣の所見史料として有名であり、石田善人氏・高木昭作氏らによって研究されている。<sup>④</sup> この山中文書には戦国期に銭升記載の史料が多い。銭升の初見史料は次の玉田寺算用状である。<sup>⑤</sup>

（端裏書）

(A) 「文明十二年祭主保算用状」

○本文書補裏ニ雜目花押アリ

玉田寺祭主保年貢算用状

庄斗分



二段 三石六斗 口七舛二合

屋敷分

一石 兵衛太郎衛門

一石 西衛門

一石二舛 若兵衛

一斗三升 若大夫

一斗 治部太郎

已上六石九斗二舛二合 延六斗九舛二合

并テ七石六斗一舛四合

内斗分

一石三斗二舛六合 中嶋方 一石三斗二舛六合

若兵衛

二斗 治部太郎 二斗五舛

大力兵衛屋敷

已上三石一斗二合 延四斗三舛四合

并 三石五斗三己四合

錢斗分

一石二斗 兵衛二郎 一石八斗 寺ヨリ

五斗 弥六方ニ 一石 西衛門

己上四石五斗 寺ヨリ

都合拾伍石陸斗伍舛

公方入分

五石 柏木政所分 二石六斗六舛四合 酒人政所分

祭主保米

十三石六斗四舛七合 同延一石九舛一合

并拾四石柒斗三舛八合

都合廿二石三斗四舛二合 此内

十五石六斗五舛 引キ

残米 六石六斗九舛二合

又拾石寺ヨリ被召候、此米ヲ少々延米ニ引而 過上三石三斗八合

文明十二年庚子十二月 日

鏡能

庄斗と内斗で収納された年貢は柄の延が加算されているが、銭斗の方は延を加えずそのまま集計に算入されている。だからこの算用における基準柄は銭斗である。庄斗で収納された年貢に対する延は丁度一〇%であるから、庄斗は銭斗の一升一合、逆に銭斗は庄斗の九合九才にあたる。同様に内斗は銭斗の約一升一合四勺にあたる。文明十一・十三・十五年にも同様の算用状がある。十一年のものは銭斗の名は出ないが右述より推して集計用の柄は銭斗であると思われる。いずれも庄斗と銭斗の比率は正確に「一斗一斗」であるが、内斗（十三年分には「御斗」と記される）と銭斗の比率は1.139:1から1.156:1までの開きがある。祭主保米に対する延は八%であるが、これは何柄から銭斗への換算によるものか不明である。しかし現実には祭主保米として納められる米は銭斗ではかられたものではないことがわかる。

算用の内容は、まず庄斗と内斗で収納された得分と口米を銭斗に換算し、銭斗収納分を加えた合計が十五石六斗五升である（正確には一五石六斗四升八合）。次に「柏木政所分」・「酒人政所分」の二つよりなる「公方入分」が七石六斗余、「祭主保米」が銭斗換算で十四石七斗三升八合、あわせて二二石三斗四升二合が計上される。これから前の年貢収入の十五石六斗五升を引いて残米六石六斗九升二合が出る。これと「寺ヨリ被召候」一〇石との差額が「過上」となっている。このままでは以上の各項目が玉田寺の算用において収支のいずれの側に立てられているのかわかりにくい、あきらかに前半の部分は玉田寺の取得する米（おそらくは加地子得分）である、それと対立する「公方入分」・「祭主保米」は玉田寺が上納するもので支出項目である。「公方入分」は公方年貢のことであろうし、祭主保米は後述するように伊勢神宮が柏木御

厨内に設置した祭主保の上納米のことである。実態のわからないのは「拾石寺ヨリ被召候」であるが、収支勘定の上からみれば、収入項目に入らざるをえない。収入より支出が上廻るので決算を成り立たせるために特別に補填した費目であろう。このように収支決算した残高が「過上」である。

「過上」の意味は文明十五年分の算用状(断簡)<sup>(6)</sup>によってわかる。

(B) (前欠)

己上拾五石七斗九舛一合

請取之米内ヲ公方入ニ御引候て過上 玄周

廿六石式斗式舛四合ハ出挙返弁 用待者

文明十五年分 玉田寺入分

三段 三石六斗 口七舛二合 御屋敷分

(以下略)

「文明十五年分」以下がこの年の算用状本文であり、以前の記載は文明十四年分の算用状の末尾とみてよい。そのことは次に引用する、文明十一年から十六年までの帳尻だけを摘記した「玉田寺祭主保年貢算用状」<sup>(7)</sup>と対比することによってたしかめられる。

○本文書袖裏ニ雜目花押アリ

(C) 文明十一年地蔵か本米

二拾石六斗五舛六合 同錢分拾石三斗二舛八合

并而 三拾石九斗八舛四合

此内九斗一舛 算用状過上ヲ引

子年本米

参拾石七舛四合 同錢分十五石三舛七合

并而 四拾五石一斗一舛一合

此内三石三斗八合算用之状過上引

丑年本米

四拾壹石八斗三合 同錢分廿石九斗一合

并而 六十二石七斗四合

此内六石五斗六舛七合 算用状過上引

寅年本米

伍拾六石壹斗三舛七合 同錢分廿八石六舛八合

并而 捌拾四石拾貳斗五合

此内廿六石二斗二舛四合 算用状過上引

卯ノ年本米

伍拾捌石 同錢分廿九石

并而 捌拾七石 此内拾三石一斗四舛七合 算用状過上引

此外葛蒲谷分三屋ノ分西衛門前等売兵衛前算用不申候

辰年本米

柒拾参石八斗五舛三合 同錢分三十六石九斗二舛六合

并而 百拾石柒斗七舛九合 此内二十三石カ子ノ代米ニ引

定残而 捌拾柒石七斗七舛九合  
(異筆)  
「張紙七枚」

寅年すなわち文明十四年の「算用状過上」の数値が前引の前欠算用状の廿六石余と一致するので、問題の「過上」は「出

「挙返弁」に宛てられたことがわかる。さらにその意味を追求するためにこの史料を分析してみる。

まず「本米」と「銭分」<sup>⑧</sup>の關係は、後者が前者の丁度半分になっている。このように毎年正確に「本米」の半分が「銭分」として加算されていく勘定は借米の元利計算以外には考えられない。つまり「銭分」とは本米に対する利米のことであろう。それでは誰が誰から米を借りたのか、玉田寺はどちらの側に立つのか、ということが問題になる。引用史料(A)から、玉田寺の加地子得分収入から公方年貢と祭主保米を上納した残高が「過上」であるということがわかった。(B)から、この「過上」は出挙すなわち借米の返済に宛てるべきものであるということがわかった。(C)から、本米と利米の合計から「過上」を差し引いた残りが次年度の本米として計上されるという計算が毎年くり返されるということがわかった。以上の(A)・(B)・(C)の示す三事実をもっとも無理なく説明する解釈は、玉田寺がある組織から借米してその返済に加地子収入を宛てているという見方である。だが事実はもっと複雑であろう。引用史料(C)の第一行目に「地蔵か本米」とある。おそらく「地蔵講」とでもいうべき講組織が出挙を行っていたものと思われる。この史料が山中文書に残っていることから、この講の運営の中心に山中氏が居たことが推測される。ところが借りた側の玉田寺についても、第五章でみる如く山中氏の経営の下に入っていたのであるから、単純に債務者一般としてすまされないようである。このあたりの複雑な背景はこれの際これ以上深追いはさげない。

以上から確認できることは、(C)の史料が「玉田寺祭主保年貢算用状」という文書名にふさわしいものでなく、「玉田寺借米算用状」とすべきものであり、(A)・(B)とは文書作成の主体が異なっているということである。銭斗の問題としてまず重要なのはこの点である。(A)・(B)はたしかに「玉田寺祭主保年貢算用状」であり、この算用は一応玉田寺の経済の枠内で括ることができる性格のものである。だからこの史料で銭斗が換算基準として機能していても、その限りでは寺内斗等の領主算用枡の場合と同じである。しかし玉田寺の経済の枠をこえ、玉田寺を出挙の客体とするような独自の出挙の組織において銭斗で算用を行なっているということは、銭斗が寺内斗ではなく、出挙關係の及ぶ地域の基準枡として用いられ

ていることを示しているのである。宝月圭吾氏の整理に従うならば、まず商業研として銭斗が柏木郷の地域に登場したといえる。そして玉田寺の関与する祭主保田については庄斗や内斗ほどではないといえ、加地子得分の計量研としても使われはじめていることがわかる。文明の段階で銭斗の動きとしてわかるのはこの程度である。

山中文書には四八通の土地売券が収められているが、そのうち天文年間以後の売券には研の記載のあるものが多い。そのうち半分は銭升であり、他は各一例宛しか出てこない。借米(質地)状を含めると第二表のように圧倒的に銭升の用例

表2 山中文書研記載文書一覧

売券		年月日	折記載	在所	売買対象	計量対象	売主	買主
194	(年欠)							
208	天文8(1539)	壬6.7	我等納之俵 銭舛	宮之西岸ノ下 宇治河原	田1反	1石代 徳分1石2斗	玉田寺	山中春好
211	〃 11	12.27	銭舛	宇田上きしの下	田大	徳分1石5斗	美濃部米田茂俊	山中春好
212	〃 12	4.8	銭舛	水口郷下新開	田1反	徳分1石5斗代	又七郎秀口	橋左衛門尉(山中久俊)
219	弘治3(1557)	5.23	銭舛	那(名)坂村	田1反	徳分2石代	美濃部永里内井源左衛門	山中大和守
220	永禄2(1559)	6.5	金とせ舛 無茶庵納舛	柏木郷内徳原向坂	田1所	徳分3斗	美濃部久野茂良	山中大和守
223	〃 5	2.24		宇田面下塚本	田1反	徳分2石	伴村岡	山中大和守
225	〃 6	6.16	水口銭舛	中山村字ムラサカ	田2反	徳分4石8斗代	半左衛門秀俊	——
233	〃 9	6.7	十六講舛	宇田村岸の下	田1反	徳分1石4斗		
236	天正10(1582)	7.16	銭舛	北山五本松ノ下	田1反	徳分1石3斗代	(山中)照俊	山中大和守
257	〃 12(1584)	7.2	内斗、庄斗	宇田	田3筆		玉田寺	山中大和守
借米状								
番販	年月日	折記載	質地	在所	借米	借主	蔵本(貸主)	
242	永禄4(元亀2)	7.6	銭升	字たてわら・8斗代	13石	九郎太郎某	字田腰(山中氏)	
249	元亀4(1573)	7.4	銭舛	字門明寺とノツメ作殿 北越つゝねかいと1反2石代	2石	六郎左衛門被官西兵衛	左衛門次郎	
260	天正12(1584)	12.5	銭升	ラツツ木の1反1石2斗代	11石	伴勝本資輝	山中大和守・子息領藏丸	

が優越している。銭升計量で売買・質入対象になった土地は、山中氏の屋敷のある宇田村を中心に北脇・名坂・水口・宇治河原(宇川村)・中山村に及んでいる。ほぼ元の柏木御厨の境域に等しいが水口の如くそれを越える部分も出ている。

十六世紀には伊勢神宮領としての柏木御厨の実体はすでになく、この地域一円に銭升が流通していることは庄園制の秩序から説明することは不可能で、地域的な経済活動の結果とみなければならぬ。文明段階について前述した如く、借米勘定の基準枧として登場した銭升が、十六世紀には少くとも水口西部一带に加地子米計量の中心的な枧として流通するようになったことがわかる。その地域史の意味は第五章で追求することとしここでは借米・加地子米計量において使用基準性を備え地域的な流通性を確立した銭升を、地域的な経済活動の発達に積極的な意味をもった第二次的な地域枧として確認しておくこととする。

このような地域枧と推定されるものには、他に蒲生郡の武佐升や日野升がある。『近江蒲生郡志』によると武佐升は小(古)升とも近江升ともいい、佐々木氏が製作して近江一國に使用させたとの伝承があるが疑わしい。しかし武佐村を中心に蒲生郡のかんりの区域に用いられたようである。大徳寺真松庵領の佐々木本郷(今の金田村)においても武佐升が用いられた<sup>①</sup>。ここでは文明一八年の売券では公方年貢・得分ともに「石別斗」で計量していたが、明応八(一四九九)・永正一年(二五〇四)の売券では、公方年貢〔庄升〕〔庄ニ入〕の方は知れないが、得分米は「武佐舛」で計量している。「石別斗」は「長命寺文書」によるとすでに弘安四年(二二八二)に所当米を計量した枧として見出される<sup>②</sup>。大徳寺文書の「石別斗」がこれと同一のものである確証はないが、関係する地域も近いので、名称から推して国斗系統の古い枧であると思われる<sup>③</sup>。要するに武佐升も国衙ないしは庄園領主権に属する古枧を駆逐した後へ、ある程度広域的な在地秩序の上に地域的な基準枧として発達し来ったものであるといえよう。銭升到しろ武佐升到しろ、戦国期に地域枧(第二次的な)として確立したと考えられる点が注目される。

① 『東浅井郡志』巻四、五三九ページ。

② 『改訂近江国坂田郡志』第七卷四〇〇ページ。

③ 太郎丸升は一応庄園収納柁として存在しているが、本帳の書き出しに

観音寺法輪院仏田納帳

阿伽井坊之アカ 太郎丸納ヘシ

とあり、阿伽井坊の使用した柁が観音寺領一帯の庄園柁となったもの  
 のようである。阿伽井坊は応永二六〜二八年の「本堂造作日記帳」

（同右第七卷三九六ページ）に

同奉加帳

大納那

十八石五斗 阿伽井坊慶尊 五百文 宝泉坊

二百文 少輔公宝泉房

五百文 梅本房

五百文 阿伽井房

二百文 同 大輔公

（後略）

と名が出てくる。観音寺のある造営工事に最も多額の奉納をしている  
 大檀那の坊であり、全盛期には二五あったという観音寺の子院の中で  
 中心的な位置をしめていたものであろう。太郎丸升は一子院の柁が寺  
 領全体の柁にとってかわったもので、すでに本来の庄斗ではない。い  
 わは二次的な庄斗である。

④ 石田善人氏「惣的結合の諸類型」（『歴史教育』八一八）、「甲賀郡  
 中惣と伊賀惣国一揆」（『史窓』二二）、「郷村制の形成」（『岩波講座  
 日本歴史』中世四）。

高木昭作氏「甲賀郡山中氏と『郡中惣』——小領主の性格規定のた  
 めに——」（『歴史学研究』三三二五）。

⑤ 『水口町志』下巻「山中文書」一八二。

玉田寺は柏木御厨内柏木郷にあった寺で、現在大字宇田にある唯祢  
 寺の前身である。なお山中文書には玉田寺算用状として、このほか文  
 明十一（一八〇）・十三（一八三）・十五（B）に引用）・十一〜十五

（C）に引用）年分がある。これらは継目花押と内容から推して、一統

きにはりあわされた写しであると思われる。現在は十三年分の末尾と  
 十四年分（末尾以前）を記した一紙と十五年分の後半を記した一紙と  
 が失なわれている。

⑥ 「山中文書」一八五。

⑦ 「山中文書」一八一。

⑧ 『水口町志』ではこの「銭分」に「残」と註記してあるが、全体  
 との関連を考えると、銭分のままの方が意味が通じる。

⑨ 以上に用いた柁の使用頻度の史料は、その柁が特殊だからわざわざ  
 註記したのかもしれない。いいかえると、註記には出てこない柁の方  
 がよく使用され基準性も高かったのかもしれない、という批判が予想  
 される。個々の売買当事者間に通用しさえすればよく、多くは一般の  
 慣習に依って作製されるような史料だけで論証しようとするれば、右の  
 批判は免れないだろう。しかし算用状などにおいては、そこに登場し  
 た限りの柁の相互関係は確定することができる。少くとも、何にとっ  
 てA柁はB柁よりも基準性が高いかという問題は論証できる。その  
 「何」が地域的な一般性を主張しうるテーマに属する場合は、そこに  
 登場する柁は算用状面で限定された枠をこえて引用することができる。  
 その上で売券等の史料をあわせ用いることができる。そのような分析  
 と矛盾しないならば、売券等の処理による統計的データは史料として  
 生きてくる。夫馬升や銭升の史料の扱い方は必ずしも充分とはいえ  
 ないが、少くとも売券と算用状の二様の史料を重ねて分析した。

⑩ 『滋賀県史』五・四〇一ページ。彦根藩も寛永七年に武佐升を京柁  
 と共に公定しているの、武佐升の流通範囲は蒲生郡を越えて拡がっ  
 ていたことがわかる。

⑪ 『滋賀県史』五、『近江蒲生郡志』一。京大所蔵「大徳寺塔頭文書」  
 七、八、五五。

⑫ 京大影写本「長命寺文書」第三冊。



⑬ 「石別斗」は、和市に際して「百文別何斗」という言い方とならん  
 で「石別何何百文」と称する習慣と関連があると思われる。鎌倉末

期和市が庄園の枠を越えて一國平均の「國の和市」が生まれることに  
 ついては豊田武氏『中世日本商業史の研究』一三五ページ参照。

### 三 地域枧の性格

前章においても地域枧が加地子の計量に用いられたこと、領主枧にとってかわったことを述べたが、本章で他の側面からその点を確認してみたい。

⑭ 今堀日吉神社文書（京大影写本）には建武二年（一一三三）から永祿九年（一五六六）まで約三〇点の「神田納帳」があるが、そのうち寛正四年（一四六三）のもの以降には例えば次の引用例のように「大」「小」の附記がある。⑯

アセ名	一段	二斗	小	ひかし	左近二郎
二畔同	二斗	二斗	二斗	岩福	
今在家ヘナ	大	一斗	二斗	長石	
小今在家	大	二斗	二斗	しゆう助	
野神	大	二斗	二斗	若太夫	
せしメ	大	四斗	四斗		
一畔	六合	六合	六合	同	
経田	小	徳分	徳分		
大	又八斗	四斗	三斗	六斗	こうや猿
蛇溝糸	小	一文	二斗	同	
蛇溝	一畔	一文	二斗	同	
一畔	大	一斗	二斗	石太郎	
屋敷	一畔	一斗	二斗	岩太郎	

中には次のように「大斗」、「小斗」の記載となっている場合もある。⑮

元那坊

大アノノウシロ 大舛定 四舛

西松原 大舛定 一舛

大ミ、カキノソト 五十文

大ホユラコセ 大舛定 四舛

（中略）

東衛門二郎

一段ナカ田 小舛定 大舛 三百文

大カメ田 小舛、  
二斗六舛七合

「大舛」と記された場合も単に「大」の場合も反別の分米高は稀な例外を除いてすべて六升であるので、単に「大」・「小」とあるものも「大升」・「小升」の意味であることがわかる。今堀の神田の分米は、大升で計量する場合と小升で計量する場合の両方があったわけである。

大升で計った場合の分米が反別六升であるのに対して、小升で計った場合はどの年度の納帳においても偏差が大きいが、すべて一斗以上である。寛正四年の場合は一斗五升から三斗九升九合までと比較的少ないが、降って永正七年（一五二〇）の場合になると二斗から一石までで大部分が六斗前後である。永禄九年になると殆どが六斗以上で一石をこえるものも多い。④以上の用例から大升・小升による反別斗代の相違の理由として、枡の容積の違いと、計量対象の違いの二つが考えられる。枡の大きさの違いだけだとすると、永正・永禄の例からすると大升が小升の約十倍あったようであるが、大升の場合の均一性に対する小升の場合の不均等性と、寛正の場合の小升計量値の小さいことを説明することが困難である。だから枡の大きさの違いは当然あったとしても、計量対象の点でもかなり明確な違いがあったと考えねばならない。

ところで永禄四年の納帳のとびらの部分に次の記載がある。<sup>⑤</sup>

大升 和市 耆斗三升五合

小升 和市 耆斗一斗六升

小升の記載に書き損じがあり、正しくは耆斗一升六合か一石一斗六升かのいずれかである。和市として米の数値が記される場合は普通は銭一〇〇文に対する米価を指す。だから小升が一斗一升六合であれば大升の場合より少量で銭一〇〇文と交換されることになり、小升の方が大升より容積が大きくなる。これは大升・小升の名称に反する。ところが一石一斗六升とすると大升と小升の容積比は85:11と大きな開きがある。これだと後述するように売券記載において大升と小升が互いに混用されるような事態を説明することができない。そこで前記の和市記載に誤記のあることを考慮すれば、一方が耆斗三升五合に対して他方が耆斗一升六合であると解しておくのが無難である。そうすると大升と小升の容積比は1:0.85となつて、併用される大・小升の例としては穏当な数値となる。このように推定すると、逆に、大升で計った分米が殆んど六升であるのに対して小升で計った分米がその数倍するということは、大升の計量対象と小升の計量対象が異つているということを示す。

ではこの計量対象の違いは何かという点であるが、ここで想起されるのは脇田晴子氏が今堀の神田納帳を史料批判して、今堀神田は本年貢を免除された免田と寄進・売得による加地子名主的得分を有する土地とから成っていると指摘されたことである。<sup>⑥</sup> 納帳において面積・分米・升・作人の記載以外に時々「公方」「徳分」の附記がみられる。

ソトへ前	大	又兵衛
一段	公方六升	ひかし
燈呂田		多石形部太郎
二畔	百文	ひかし
ソトへ前	公方六升	兵衛四郎
一段	公方六升	ひかし
佃田下	小	左近二郎
小	徳一斗不欠引	ひかし

なか田 新開  
一段 六舛 三百文 長泉庵  
川田 小 二斗六舛七合 ひかし 道祐  
大 二斗六舛七合 不欠引 ⑦

「公方」は公方年貢、「徳分」は加地子得分である。「公方」の附記はどの納帳でも例外なく大升の場合である。故に少くとも神田納帳においては公方年貢は大升で計量すること、逆に加地子得分は小升で計量することが原則となっていることがわかる。但しごく稀には加地子得分が大升で計量される場合があった。

佃田 大升 徳分

大 四升 同三斗六升

一所 徳一斗四升 馬五郎

⑧

こういう例外的な場合に限って大升で計っても小升の場合に近い高斗代になっている。公方年貢の斗代が本来低いために公方年貢を斗った数値が小さいのであって、同じ大升で計っても徳分を計れば高斗代となるわけである。このことから逆に先の大升が小升の八・六倍となるような解釈はおかしいとした判断が誤っていなかったことが傍証される。

公方年貢は大升で、加地子得分は小升で計るということはあくまでも原則であって、納帳でも右のようにわずかな例外のケースが見られた。売券にみられる一般の田畠の分米においては、大升で加地子得分を計る例外が多くなる。しかし次に引用する売券のように、同じ土地で二種の柘を使いわける場合は得分は小升、公方は大升となっているので、くずれつつあるとはいえこの原則は一応存在したと考えられる。

売渡進私領屋敷之賣

（通巻）  
但直錢二貫文請取畢

合壹所者 得分小舛二斗之定請ツメ、ク方大舛一舛惣へ入道者庵の道おかきるへし

在蒲生郡得珠保内今堀郷字東ムラニ有之

（中略）

要するに、寛正四年以後一九冊の今堀神田納帳はすべて公方年貢と加地子得分によって計る枡を大升と小升に使われているということがわかった。これほど整然と長期にわたって枡の使用基準性を示した史料は量制史上稀であろう。

このような大舛・小舛の使用原則がいつから成立したか、という点であるが、応永二三年(一四一六)十一月四日の納帳<sup>⑩</sup>ではまだ「大」・「小」の附記は見えない。ただし末尾近くに

一斗三舛 小舛 形部寄進  
(A) 一斗 彦六作

ナハタケ 堂前

一斗二舛 所外定

(B) 小 野神南在之

衛門二郎

という二筆のみに枡の記載がある。この納帳の斗代の多くは反別六升であるから、後の「大」・「小」記載のある納帳の大升該当部分すなわち公方年貢の徴収については、この納帳でもすでに同様の大升による収納の原則ができ上がっていることがわかる。問題は加地子の小升による収納であるが、引用部分(A)の如く一ヶ所だけ小升の名が使われている。(B)では田積小の斗代が一斗二升だから後の小升附記の数値と大差ない。右述の如く公方年貢とみてよい一律反別六升の部分と対比してこちらが加地子得分を指すとみてよい。これが「所外定」と附記されているのである。所の枡すなわち地域枡が加地子を計る枡として採用されはじめ、かつこれが小升と呼ばれ出していることがわかる。小升が確定すれば、それに対応して大升についても明記するようになるのであろう。それ以前は公方年貢の大升使用が確立していてもそれを一々明記する必要がないのである。又小升に対する大升という名称も確立しなかったであろう。寛正四年の納帳以前には嘉吉二年(一四四二)のものまで一冊あるが、右述のように応永二三年のものに小升・所升が見えた他は、大升・小升あるいは大・小の記載はない。斗代の記載自体が少いせいもあるが、至徳一年(一三八四)の今堀郷神島坪付には斗代記載が部分的

にあり、いずれも反別一斗前後の得分である。おそらく得分収納地以外は免田として公方年貢の収納分が一定していたので一々記載しなかったであろう。こう考えると、公方年貢は大升（もしくはそれ相当の某升）で計るといふ原則が古くから存在していたところへ、応永末年から加地子を計る小升が進出しはじめ、寛正段階で大升に対する小升の地位が確立した、という過程を相定することができる<sup>⑩</sup>。

枅の使いわけについては坂田郡の総持寺文書においても見られる。

寄進奉申 私領田地新券文之事

合式段者 在近江国坂田北郡楞嚴院庄<sup>(内)</sup>七条五里十八坪東繩本上半折卷段也、公方六斗二升二合五勺也、同卅六坪東繩本四段次

卷反也、公方六斗二升二合五勺也、庄斗定、定徳分卷石式斗、内斗定

右件田地元者小堀池下入道善光先祖相伝私領也、雖然為現当二世所願成就、惣持院三十三所巡礼観音夜燈料、所奉寄進実正也、但本文書相<sup>(副)</sup>進上者、何成致子々孫々違乱煩不可申者也、仍為後月之亀鏡寄進之、状如件、

<sup>(一四四七)</sup>  
文安四年卯丁正月廿四日 小堀池下入道 善光（花押）

⑫

楞嚴院庄は長浜の東南、平方庄上郷に南接する地であるが、その七条五里卅六坪の一反で公方年貢は庄斗で、「定徳分」すなわち加地子得分は内斗で計量されている。総持寺文書のこの近辺の売券で枅記載のものは二七例あるが、徳分は大体この内斗定になっている。これに対し、公方年貢を計量したことの明確なものに庄斗の他「納斗」がある。ところがこれから五〇年程降った明応八年（一四九九）、隣接地一反について的小堀道済売券<sup>⑬</sup>では

在江州坂田北郡平方上郷之内六条七里六之坪南繩本於三反次一段也、内斗卷石三斗五升代、公方年貢、段銭無也、然共於以後公方段銭為諸公事、内斗三斗五升残置者也、定徳分卷石也

という記載になっている。平方庄上郷の六条七里六坪は、『坂田郡志』の推定する条里<sup>⑭</sup>によると、先の七条五里卅六坪と丁度隣接する。当時楞嚴院庄、平方庄と庄名がついていても単なる地名化していたから、両地は手継文書ではないが、同

じ小堀氏の売券であることでもあり殆んど同一地についての史料とみてよい。同じ六条七里六之坪の「南繩本於壹反次巻段」をやはり小堀道済が文亀一年(二五〇二)に売った売券でも、斗代・枒記載とも全く同一である。<sup>5)</sup>同年、六条七里卅六坪の一反を小堀界阿弥が売った売券では「斗代壹石壹斗也、内斗定也、此内公方年貢參斗七升五合也、段錢百通、(トヤ)但

可之内也、此外諸公事無、定得分内斗定陸斗也」となっている。

以上より文安四年には公方年貢は庄斗で、加地子は内斗で計っていたものが、十五・六世紀の交になると、公方年貢も内斗で計るようになったことがわかる。前章で述べた地域枒・夫馬升が庄園収納枒・太郎丸升のみであった状況に、ここで登場し、ついに太郎丸升にとって代った事実とあわせ考えると次のような推定がなりたつ。すなわち、一五世紀初頭までは庄園の本年貢の収納のために庄園収納枒が基準枒として支配しており、加地子その他の収納は附加的な行為として庄園収納枒で準用していたが、加地子得分が本年貢に匹敵するほど増量してくるに伴い、加地子収納に独自の枒(宝月氏のあげられた加地子升あるいは名主職升)が成立した。一五世紀後半に入るとさらに加地子得分が普遍化かつ増量し、本年貢(公方年貢)との関係が逆転したのに伴い、枒においても逆転が生じ、加地子計量枒が公方年貢収納の庄斗系統の枒を駆逐し公方年貢をも一括計量するようになったのではなからうか。ちなみに右に引用した総持寺買得地の場合、文安の段階では公方年貢と加地子得分はほぼ同量かもしくは公方年貢の方がむしろ大であった(推すにそれ以前は公方年貢の方が圧倒的であつたらう)のに対し、明応・文亀の段階では加地子得分の方が公方年貢を圧倒している。公方年貢は斗代の絶対値の面でもむしろ減少しているほどである。

十五世紀後半以降内斗は坂田郡一帯によく出てくる枒である。枒名があまりにも一般的なもので小地域によって実体が異なっているかもしれないが、加地子米計量の新しい枒という点に共通性をもっていると思われる。坂田郡柏原の成菩提院文書には「内徳斗」がみられるが、これが「内斗」一般の名称の起源を暗示しているように思われる。

合巻段者

但式段小売渡申内別々仁三通ニ調進入申内巻段之売券也、在坪江州坂田北郡柏原庄西方貞吉名ノ内拔地字長沢井ノ尻ノ  
 ロノ東繩本巻段也、分米内徳升ノ定八斗（八斗）石也、但此内ヨリ公方年貢斗定五升在之、口米者名親ヨリ弁申間、不可有御

弁、納升ニつゝめて三升五合也、但公方段錢卅文可有御弁、此外ハ無万雜公事、

右伴田地元者家世先祖相伝之雖為私領、依有用要、能米八石限永代高橋左近將監殿様に売渡申処衷正明白也

（中略）

（一五二二）  
 大永參年癸二月廿二日 殿村因幡守 家世（花押）

小法師（花押）

⑤

分米が八斗一升なのか一石なのか不分明だが、八斗一升として、そこから公方年貢五升を出して残り七斗六升は加地子得分なのである。加地子が殆んどすべての部分を占めるようになって、収取分全体を「分米」と呼んでいることが注目される。永正十二年（一五二五）の同じく殿村家世の田地小の売券には「但年貢ハ十合升四斗伍升也、此内伍升□公方年貢也」とあって、加地子中心の収取を「年貢」とも呼ぶようになっていいることがわかる。ところで大永三年の売券の場合、加地子を計る「内徳升」で公方年貢もあわせて収納したわけであるが、公方年貢はあらためて「納升」に換算しなおされている。内徳升で計った五升が納升では「つづめて」つまり縮んで三升五合になるというのであるから、内徳升一升は納升七合にあたる。内徳升は公方年貢計量の柁つまり庄園斗の七割しかない小さな柁である。同じ成菩提院文書の天文十三年（一五四四）と推定される「成菩提院古記録」<sup>④</sup>には「内升」の名が出ており、右の内徳升が単に内升と呼ばれるようになったことを推測させる。

内斗は観音寺文書にも出てくる。康正二（一四五六）年の「観音寺仏田目安」<sup>⑤</sup>には、常喜本庄の二反・得分巻石について

常喜本庄ノ内八坪東繩本於三反次辰巳角半折巻反、得分六斗、又ヨコ田東繩本於四反次一反、得分四斗、い上巻石、但御内斗定、文書一通アリ



作人永久寺治部定米八斗ニナルカ

寺升ニ六斗八升アル也

という説明がなされている。「御内斗」で一石の得分を「寺斗」に換算すると六斗八升になるというのである。内斗は寺斗の六八%の容積の小さい枡であり、成菩提院文書の内斗と近似している。但し寺升は前章で引用した如く、庄園収納枡の太郎丸升に対する領主算用枡・寺内枡である。寺升の容積は太郎丸升の九割強であったから内升は庄斗たる太郎丸升の六割強ということになる。

以上の内升は地域枡といえるかどうか史料的に十分確証できないが、地域枡一般の性格を示すに足る事例であるといえよう。内升を分析することによって地域枡が庄園収納枡より小さかったという推定がなされたが、このことを前章で地域枡の代表例とした銭升について追求してみよう。

山中文書の売券で反別斗代の判明するものは第三表の如くである。そのうち天文年間以降のものは一石をこえ中には二石四斗という高斗代のももある。また書式の面においても例えば第二一二号文書の記載に

合巻段者 但徳分巻石五斗代銭併定也、此内公方式斗地頭へ入、

此外無諸役無之也、

とあるように、「 $\square$ 石 $\square$ 斗代」という表現が成立し、それは加地子得分に公方年貢を吸収した収取内容のものになっていることがわかる。また、山中文書には天正十三年(一五八五)の山中大和守の譲状がある。これは高木昭作氏も分析されているが、あらためて斗代別に筆数を合計すると第四表のようになる。一筆の例外を除いてすべて一石代以上であり、一石五斗以上が六

表3 山中文書売券における斗代

番号	年号	徳分	公方その他
105	至徳3		0.444
130	応永12	0.75	0.45
132	〃 17	0.7	
167	長禄2	1.0	
194	(年次)	1.0	
208	天文8	1.2	0.1
211	〃 11	2.25	
212	〃 12	1.5	
220	弘治3	2.0	
223	永禄5	2.0	
225	〃 6	2.4	
229	〃 7	1.4	0.35
233	〃 9	1.4	
236	〃 10	1.3	
247	元亀4	2.2	
257	天正12	1.3	0.026
〃	〃 12	1.2	0.024

(斗代の単位は石)

表4 山中大和守護状の斗代

斗代	某	某作	手作
0.7	1		
1.0	5		
1.1		1	1
1.2	1	1	
1.3	2	1	
1.4	3	1	
1.5	6	2	
1.6	3		
1.7	3	2	
1.8	5		
1.9	1	1	1
2.0	15	1	
2.1			
2.2	7		1
2.3	1		
2.4			
2.5	3		
2.6	1		
2.7			
2.8			
2.9			
3.0	2	1	1
3.8	1		
4.5	1		
∴	61	12	4

斗代の単位は石、数字は筆  
（数1反以外も反別に換算、  
四捨五入）

中田一、五二石、下田一、三五石、氏河原村は上田一、七石、中田一、六石、下田一、四石、林口村は上田一、八石、中田一、六石、下田一、四石である。これらの石盛は全国的にみて高い部類に属する。三〇〇歩一反を三六〇歩一反に換算すると上田は二石代をわずかにこえる。この石盛はもちろん収獲高である。

中世末の山中氏の所有地の斗代は、高木氏の推測されるように作職得分まで含めた「一職」支配地の斗代であっても、山中氏の取分であって収獲高の一部分である。その斗代の四割近くが二石をこえ三石に達するものもあるという事実は、近世の石盛にくらべてあまりにも異常である。一反という田積の計測法のちがいが、穫米以外の価値を得分に算入したり等の要因が作用するかもしれないが、近世の石盛の数値より高い斗代が得分として表記されていることは否定しがたい。このことは山中氏関係だけでなく、当時の売券類の得分記載にひろく言えることで反別一石五斗代前後は非常に多い。このことは枡の大きさのちがいがいということでは説明しえない。すなわち中世末の得分を計量した枡は京枡に比して著しく小さかったと考えねばならないのである。山中氏の場合は銭升がその代表例である。第二章でみた如く銭升は内斗、庄斗等にくらべても一割ほど小さかった。観音寺文書で内斗は寺升の六合八勺、成菩提院文書で内徳升は納升の七合というように加地子計量枡は領主収納枡より小さかった。中世の庄園収納枡は概して京枡の八〜九割とみてよいから、加地子得分を計量した地域枡がそれより一〜三割小さいとすると、収取量だけで近世の石盛をこえる斗代を計り出すことは当然あり

七%、二石以上が四〇%もある。

ところがこれら山中氏の所領・買得地の所在した水口近辺の村々について近世の斗代をみると、北脇村は上田一、七石、中田一、四石、下田一、二石、泉村は上田一、七五石、

うるわけである。

本章で扱った地域枅ないしは相当の枅は、いずれも容積の絶対値は不明であるが、武佐枅・日野升は『近江蒲生郡志』によると実物ないしは実寸記録が残っている。武佐枅は口径四寸六分五厘、深さ二寸三分五厘なので容積は五〇八一・二、八七五立方分、京枅の七合八勺<sup>⑧</sup>である。日野升は口径四寸六分五厘、深さ二寸二分で四七五六九、五立方分、京枅の七合三勺強に相当する。地域枅の容積の代表例といえないかもしれないが、庄園斗より小さい地域枅の容積の参考になるのだろうか。

要するに、戦国期に多くみられる異常な高斗代は、戦国期の農村で一般に用いられた枅が非常に小さかったことによる。それらの枅は以前の庄園制下の収納枅よりもさらに小さかった。そしてそれらは加地子得分が本年貢を庄倒・吸収する事態に照応して確立したものであった。そのような特徴を備え、特定地域内に基準性をかちえた枅が地域枅なのである。

- ① 今堀神田納帳については熊田享・金本正之・佐々木銀弥・脇田晴子・丸山幸彦諸氏が研究されているが、とくに脇田氏は「中世商業の展開——今堀日枝神社文書を中心として——」（『日本史研究』五一）等で厳格な史料批判を行なわれ、これが今堀郷の耕地の一部分で神田になった由来も区々で収取内容も本年貢収納・得分権取得地が混合しているため、階層構成の分析等に直接用いることができないと言われている。ご指摘の通りと思われるが、記載の様式には一定の法則性があり、ご指摘の本年貢地と得分収取地の別のあることを逆に活用して枅使用の実態をさぐることのできる史料であると判断した。
- ② 永正七年十二月十九日「今堀十禅師田畠年貢目録帳事」（京大影写本「今堀日吉神社文書」続篇一）
- ③ 寛正四年十一月四日「今堀神田納日記」（同右続篇第四）
- ④ 永禄九年十二月「今堀郷十禅師田畠年貢目録帳之事」（同右第四册）。
- ⑤ 永禄四年十一月四日「今堀郷神田納帳」（同右続篇四）。
- ⑥ 脇田氏前掲論文。
- ⑦ 永正七年の前掲帳。
- ⑧ 永禄九年の前掲帳。
- ⑨ 京大影写本第六册。
- ⑩ 応永二十三年十一月九日「今堀郷神田納帳」（同右続篇六）。
- ⑪ 今堀における大升・小升の並用関係の確立、坂田郡の小地域枅たる夫馬升の登場などの事実から、一五世紀前半から中頃の土一揆激発の頃に在地構造が大きく変化したことが推測できる。本格的、第二次な地域枅の確立を本論のように言えるなら、そのことから一五・六世紀の交、つまり領国形成を伴う本格的な戦国時代への突入の頃にも在地構造の変化に一つの画期があったことが推測される。そうすると応仁・文明乱は第一の画期から第二の画期へ展開する政治的な契機としても検

討しなおされるわけである。

- ⑫ 「総持寺文書」九（『改訂近江国坂田郡志』第七巻）。
- ⑬ 同右三六。
- ⑭ 『改訂近江国坂田郡志』第二巻。
- ⑮ 「総持寺文書」四五。
- ⑯ 「成菩提院文書」一八（同右書六）。
- ⑰ 「公方年貢斗定五升」という記載は「公方年貢斗」という独自の柁があったようにも読めないことはないが、当時の売券類には単に「斗定」と記されることも多く、関係者には衆知の彼の斗をもって定めるという意味の用語法であると解した方がよい。そこで単なる「斗定」記載のすぐ前に「内徳升定」とあって、その「内……」の説明として「斗定」が記される場合は、省略された柁名は「内徳升」にほかならないと考えられる。
- ⑱ 『改訂近江国坂田郡志』七。
- ⑲ 同右書七。

#### 四 地域柁と小領主連合

錢升が支配的に用いられた水口西部、柏木御厨とその周辺には山中・伴・美濃部の三氏が蟠居していた。山中氏は石田善人・高木昭作両氏の研究で明らかのように、同名中惣の組織で柏木御厨南半分を支配していた。<sup>①</sup>近世に宇田・北脇・植・酒人・泉の五ヶ村となるこの地域は、水口橋詰で取水した二本の井溝（近世に「綾井」と呼ばれる）に依存する水田地帯である。<sup>②</sup>山中氏はもと鈴鹿峠の西麓山中村の地頭職と鈴鹿関警固役に任じ、鎌倉後半期に柏木御厨の宇田に移って御厨保司職・検断職等をあわせ持った。伊勢神宮の御厨支配は応仁文明乱頭を境に有名無美化していったもようであり、神宮の支配の認められる最後の史料は文安五年（一四四八）、太神宮祭主宗直の訴えにより幕府が美濃部氏の用水違乱を禁止した

① 神宮文庫所蔵「山中文庫」記三〇「大和入道ゆづり状」。高木昭作氏は前掲論文でこの譲状を天正十二年とされているが、天正十三年の記載が一ヶ所あるので、天正十三年に最後の筆録されたものと考えられる。

② 高木氏が前掲論文で作成された表よりもかなり筆数がふえた。高木氏は「某作」と記されたものは作職保留地、「某」とだけあるものは「一職」支配地とされているが、「某作」地にも高斗代ものがあり、必ずしもそのように区分しきれない複雑な要因を考えねばならないように思われる。

③ 正徳二年指出帳（以下『水口町志』下巻）による。

④ 元和八年指出帳。

⑤ 延宝七年村高書上。

⑥ 『近江蒲生郡志』では八合二勺と記されているが、同書所載の小さな寸法より割出すと七合八勺相当になる。

ものである。またこの頃までに柏木御厨には飛鳥井家領や西芳寺領が混在していたようである。庄園制支配の枠を破った土豪・小領主層の地域支配がこの頃から形成されはじめる。加地子得分権の集積と一族・被官組織の形成を特徴とする小領主としての側面が山中氏の場合にも顕著にうかがえる。⑤ 文安五年に美濃部氏が新井を立てて柏木郷の用水の水を奪った一件は、小領主層が用水の掌握を契機に領主化をはかろうとする運動を示している。この時の用水争論は太神宮祭主から訴えて幕府が裁決しているが、文明乱以後になると近隣の小領主相互間に調停を行うようになる。

畏言上 抑就福長与相論条々事

一、河原田みその事、依御下知ほんそ(本書)悉被仰付由、山岡方多喜中方証状候間、一両を進上申落去候処ニ、今度同みそ於高せきニ仕、

さかさまに水於可取由申事、言語道断次第候、

(後略)

⑥

これは文明一六年(一四八四)、福長某との用水相論で山中重俊が奉行所に上した言上条々事書である。結局は守護の裁決にまつたとしても、甲賀郡内の土豪である山岡と多喜の証状を得て訴訟はいったん落去していたことがわかる。土豪相互間に調停を行う機能と条件が備わってきたことがわかる。甲賀の土豪層の連合組織である郡中惣が奉行十人による執行機関を備えて確立するのは、高木昭作氏のいわれるように織田信長の進出に対峙した永禄末年であろうが、近隣の土豪が臨時にグループを組んで地域の秩序維持に動く慣習は、一五世紀の末から成立していたとみてよい。地域的な小領主連合はまず比較的まつた小地域毎に惣としての組織を確立させていった。旧柏木御惣の地では山中・伴・美濃部三氏が柏木三方中を結成した。史料の初見は永禄八年(一五六五)である。

御請取御無事候様ニ石部三郷之御本人衆御教訓候て、弓矢之御難有間敷候、若此旨私曲偽在之者、此起請文御罰深厚可蒙罷者也、仍

起請文前書如件

永禄八乙丑年六月廿九日

山中  
惣

伴  
惣

案文

美濃部  
惣

⑦

この文書は案文で宛名がないが、同年七月二日、八郷高野惣・身寄中惣・柑子袋衆惣・夏見衆惣・岩根衆惣の連署条々<sup>⑧</sup>と同じ事件のものである。これは檜物下庄名主百姓中に対して野洲川をはさんで対岸にある石部三郷との争いを「伴・山中・美濃部三方」の異(意)見も得て落去すべきことを異見したものである。山中・伴・美濃部三方の異見の内容は年欠の案文<sup>⑨</sup>によると、石部三郷との井水争論は前の「判者衆」の御異見を得て落着すべきである、すなわち、檜物名主中の「二階門」を悉く放火すること、「二階門」がなければ代りに「内門」を放火して、その上で名主中が石部三郷の名主中と河田宮の鳥居の前で「礼儀」して決着すること、等となっている。紛争の過程で檜物名主百姓中が石部三郷の家を焼打したらしく、事件落去のために代償として檜物庄側の「二階門」の焼払いを命じているのであり、紛争の非常にこまかな事情にまで立ち入って裁決を行なっていることが注目される。三方が異見を行う資格は「判者衆」としてであり、おそらく甲賀郡中惣より権限を委譲されて判者衆となつてこの事件の裁決に臨んだものであろう。

小領主の山中・伴・美濃部各氏はそれぞれ同名中惣を結成して小地域の支配を固めつつ、外には相互に結びあつて柏木三方中惣を形成する。石部柑子袋・夏見・岩根各村にも小領主層の主導する「惣」が存在して互いに連合しはじめているのであるが、檜物下庄の場合は特に有力な小領主の下に求心的に結ぶのでなく「名主百姓中」という名主連合の形をとっている。山中氏の同名中惣の場合も、石田善人氏によれば、山中氏が没落するとその下にかくれていた農民的な惣結合がにわかには歴史の表面に出てくるのであつて、当時の小地域の「惣」にみられる小領主の同名中惣の形態と名主百姓中惣の形態とは、経済的な発展段階という点では大きなちがいはなかつたとみてよい。

小地域毎に群立する小領主の惣は成立当初から相互に用水等の問題で対立するが、やがて対立を克服して小地域毎に結びあい、それがさらに広域的に結合してでき上つたのが甲賀郡中惣である。いしかえると郡中惣に至るまでに、小地域か

ら広地域へ、小領主連合の地域権力の形成の歴史が存在したのである。同名中惣―三方中惣―郡中惣という三段階に発展する地域権力の権能は、用水、境相論の調停から領内の検断権行使にまで及んだ。永禄九年（一五六六）の柏木三方中惣の八ヶ条の申合起請文は「三方領中」における盗人の成敗等の治安維持を「三方一味」「三方同前」に行なうことを決めている。石田氏の述べられるようにこれは基本的には各同名中惣の下にある若党・百姓等のつき上げに単独では対処しきれず三者が地域的に結合したものとと思われる。甲賀郡中惣のように広域の連合権力になると、全域に共通する規定としては伊賀の「惣国一揆掟書」のように戦時の布陣・発向のとりきめ以上には進まず、こまかな所務沙汰は個々のケースについて、先引の例の如く特定の土豪を「判者衆」や「走舞」に任じて裁決したものであろう。

柏木三方惣結成以前と思われる天文一〇年（一五四一）の次の史料によると甲賀郡中惣の形成過程がよくうかがえる。

美濃部殿与武嶋方公事付申合条々

一、武嶋方山之内あれ田より毎年参斗之年貢水口市舛ニ可入事、

一、あれ田の上の木事、来年の耕作前ニ内貴方山太郎左衛門方中築後守同春好者両三人を御供申きり可申事、

一、如此申調候上者、如前々無御等閑様ニ可被仰調事、

天文十年七月廿一日

猪飼九郎兵衛尉

名乗 判  
名乗 判

内貴太郎左衛門尉殿

山中筑後入道殿

①

美濃部氏と武嶋方が荒田の年貢と境の立木のことについて争い、多喜田氏と猪飼氏が判者となって仲裁の申合わせが成立したのである。木を切るにあたっては係争地の近くに蟠居する内貴太郎左衛門尉・山中筑後守・山中春好（俊好）の代理人、都合三人が現場で立合いをすることになった。小領主間の紛争に際して臨機に近隣の小領主が調停におもむく段階よ

り一步進み、近隣の山中・内貴等は事情を知っているので現場の立会いをするが、調停はより第三者的な立場に立ちうる遠方の小領主に委ねられるという形になっていることがわかる。このような客観的な調停機能が結実したのが甲賀郡中惣である。

この申合の内容でとくに注目されるのは、武嶋方の荒田から美濃部氏の方へ入れる三斗の年貢を計算する枡を「水口市舛」と指定していることである。庄園内で一円に流通した庄園収納枡の権威がくずれ、第一次的な地域枡（小地域枡）に分散化して以後、使用する枡の指定は個々の土地売買の都度、当時者間に指定されることが多く、それが売券の枡記載となつて残されたのである。地域枡が発達してある程度広域的に基準性を備えて使用されるようになった場合、その使用基準性を保証する力は何であつたのか、という点は従来十分にあきらかにされてはいなかつた。地域枡が商業枡として成長してきたものである場合は、その地域（地域的市場圏）の中心にある市の商人の間で枡の基準性の保証が与えられていたであろうことは、宝月氏の著書からも推定される。例えば氏が引かれた紀伊国粉河庄の計手座の場合は、史料にあらわられた限りでは「枡取」<sup>11</sup>計量の権限を計手座商人が持ち、新たに計量権を主張した惣村との間で永正元年（一五〇三）に相論が生じたのであつたが、彼らはおそらく特定の枡を指定する権限もあわせもつていたにちがいない。しかしそのように商人の下で基準性を保証されていた枡が、直接商行為と関係のない周辺農村での得分米計量にも拡大使用されて広域の地域枡となるような場合、そういう市場外での流通を保証するものは何か、という問題が残る。もちろん当該市場の流通圏に包含されるといふことから枡の使用も自ら規制されてくるという側面は無視できないが、用水争論や境争論において細部にわたつて規制しうる地域権力の存在を前提して地域的な枡の秩序を考えると、小領主の連合権力がその枡の基準性の保証に大きな機能をはたしていたと想定することができる。そして前引の例においては美濃部・武嶋両氏の紛争地においては「水口市舛」が、郡中惣の前身たる小領主の連合組織によつて指定されたわけである。これによつて、一般的に推定しうる地域権力の枡保証機能が甲賀の小領主連合にも存在したことがわかる。



ただしこの「水口市舛」がどの程度基準性をもって、どの範囲に使用されていたかはわからない。美濃部氏と武嶋方の係争地は水口郷（美濃部郷）であったと思われるが、このあたりはむしろ問題の銭升の使用圏に属していたと思われる。先の申合の行なわれた年より二年経た天文一二年に美濃部米田茂在が山中久俊に売渡した田地一反の売券に<sup>⑧</sup>

合老段者 但徳分老石五斗代銭舛定也、此内公方式斗地頭へ入、此外無諸役無之也、

在江州甲賀上郡水口郷之内下しんかい柴谷ニ在之

四至限 東へ同名三郎兵衛方ノ下地ヲ 西へ同名武嶋方下地ヲ 南へ同名三郎兵衛方下地ヲ 北へキンヲ

とあり、武嶋方を含め美濃部同名中の土地が入り組む水口郷下新開では銭升が用いられていた。この地域から以西の、美濃部・山中・伴三氏の三方中支配地域では圧倒的に銭升の使用が優越していたことは第二章で見たとおりである。ところで永禄六年に中山村の田地を伴同名中の村岡が山中俊好に売った売券では

合式殺者 但し徳分四石八斗代、升者水口銭升之定、此外無諸役者也

在江州甲賀上郡柏木郷中山村内字ムラサウ

限四至 東へ道、同沙弥之下地ヲ 西へ同名彦四郎方同我田元田ヲ 南へ川ヲ 北へ山中甚左衛門尉方下地ヲ、同名新城方下地ヲ

となっており、「水口銭升」の名が見える。丘陵をへだてて南部の山中氏支配域での銭升との関連が問題となる。

先に玉田寺の算用状で銭升が内斗や庄斗をおさえて地域的な使用基準性をもったことを見たが、その玉田寺は山中氏の本拠地宇田村にあり、山中・伴両氏が年預を出して共同経営していた寺である。山中氏は古く正平一〇年（二三五五）に道俊が置文で、勝福寺とともに住持の選任・寺田の維持・法事の施行等について定め遺しているし、応安七年（一三七四）には山中浄俊の譲状に「玉田寺国清寺可相計事」の一条を設けており、康応元年（二三八九）の玉田寺住持の三年交代制を定めた衆徒連署状に唯一人の俗人として山中頼俊が住持の次に名を連ねているなど、玉田寺の経営においてはほぼ独占的な位置をしめていたが、いつの頃からか伴氏も経営に参画し出したようである。天文八年（一五三九）の玉田寺売券では「玉

田寺評定衆」「山中年預」「伴年預」「檀那山中橋左衛門尉」「檀那伴石部」の五者が連署しており、この形は天正二年（一五七四）の玉田寺借米状<sup>②</sup>においても同様である。玉田寺の借米算用は文明年間から銭升で行なわれ、降って右の売券・借米状の米もやはり銭升で計られている。このことは、銭升が玉田寺を含む山中氏支配地域に使用されていたことを示すだけでなく、玉田寺の経営を介して伴氏も銭升による算用にあずかっていたことを示している。このように考えると先の伴氏支配地域での「水口銭升」は「水口」の語が冠されている点が特殊であるが、銭升そのものとみなしてさしつかえないようである<sup>③</sup>。

以上を要するに、銭升は少くとも山中・伴・美濃部三氏の柏木三方中の支配域で戦国全期を通じて使用された地域柄であり、さらに当時の小領主連合が相論に際して柄の指定を行なった事実と山中・伴両氏が玉田寺において銭升基準の算用を行なったこと等をあわせ考えるならば、銭升の使用基準性は柏木三方中の小領主連合の力によって保証されていたと言うことができよう。一つの惣村内部における小地域の柄の保証は、惣村自身が行ないえた。例えば第三章で引いた今堀郷の小升は、郷内限りのものかより広域の地域柄が当郷にも及んだものか不明だが、永正一〇年（一五二三）周瑠寄進状<sup>④</sup>によると「加地子 惣ノ小舛六舛ノ定」と規定してあり、使用過程で若干の異種を生じはじめたらしい小舛について特に基準となるべきものを「惣ノ小舛」として制定したことがわかる。個々の村をこえた広域の地域柄については数個の惣村が結合した惣郷連合や小領主連合が制定もしくは保証したということとはかなり一般化できることのように思われる。

① 同名中の下に被官層よりなる「若党」の組織を合わせたものが「一家中」である。山中屋敷のある宇田村では、近世に村人年寄中に対する若党組の形でこの組織が続き、最近まで遺制が残った。

② 高木昭作氏はこの用水の開発を山中氏の「領主」化の前提として考えておられる。つまり応仁文明乱をあまりさかのぼらないように考えておられるようである。しかし野洲川本流から取水する井溝がなければ柏木郷の水田化は無理なので「鏡井」に相当する用水路は柏木御厨

開発と共に古いと思われる。問題はこのような用水が通ってもなおかつ不安定耕地として残される「河原」田が安定化する段階と山中氏の「領主」化（私の立場では「小領主」化）との関連である。

③ 「山中文書」一五四～一六一。

④ 長祿四（一四六〇）年の「室町將軍家御教書案」（山中文書一六八）には「飛鳥井家領近江國柏木庄内宇田大和守交名在別帯跡事……」とあり、同年の別の御教書案（同一六九）では「西方寺雜掌」の主張を

容れて「近江國酒人御年貢」を寺家に沙汰すべきを命じている。寛正三（一四六二）の「山中高俊言上状」には「さいはう寺りやうさかうとのかう」とある。伊勢神宮領としての柏木御厨との関連が明らかでないが、庄園領主権は事実上伊勢神宮・飛鳥井家・西芳寺等に分割され、伊勢神宮領としての祭主保は宇治河原の地に限定されつつあったと思われる。

⑤ 土地所有が一円的でなく個々の散在地片に対する地主的土地所有である点に國人領主との相違を認め、「小領主」制の分析対象とした。

⑥ 「山中文書」一八六。

⑦ 同右二二二。

⑧ 『甲賀郡志』上巻二七六頁、「山本順藏氏所藏文書」。高木氏前掲論文に全文引用され分析が加えられている。

⑨ 「山中文書」二七六。

⑩ 石田善人氏は「甲賀郡中惣と伊賀惣國一揆」でこの掟書を全文引用され天文二十二年から永祿五年までに作られたものと推定されている。

## 五 結 び

戦国時代に特徴的な地域柄は共通して加地子米を計量するのに用いられたが、それらがおしなべてそれまでの庄園領主の制定による庄園柄にくらべて少量である理由は、当時の米の商品化のあり方にあると思われる。これまで諸先学の研究によって、畿内・近江の地域では、農民のもとに剰余米が生まれ一五世紀から土地の売買・農民的な職の分化が激化すること<sup>①</sup>、応仁文明乱頃からそれら放出される加地子得分が高利貸商人とならんで惣村内の土豪・地侍層の手もとに集中し、彼らの地主としての新しい活動が、単純に兵農分離に収斂しえない独自の在地秩序を形成するということが明きらかにされつつある<sup>②</sup>。私はこれら土豪層の性格について、地主的な発展とともに、一族・被官組織を基礎に領主的な支配の可能性

① 「山中文書」二〇九。

② 宝月氏『中世量制史の研究』三四六ページ。

③ 「山中文書」二二二。

④ 同右二二五。

⑤ 同右五九。

⑥ 玉田寺・勝福寺をあわせて「二階堂」といい、今日の唯称寺に連なつた。

⑦ 「山中文書」九一。

⑧ 同右一一四。

⑨ 同右二〇八。

⑩ 同右二五五。

⑪ さらに推測を重ねて「水口市舛」も銭升のことだと言えないこともないが、確証がないのでこの際は措くことにする。

⑫ 「今堀日吉神社文書」京大影写本第五冊。

を胚胎した小領主としての発展の側面も重視すべきであると考えているが、彼らの成長の契機として土地の買得・集積が不可欠であることは否めない。土地が得分権として売買されるこの段階では、土地の移動はとりもなおさず得分米の移動である。地主や高利貸商人のもとに集積された得分米は、そこで消費されるのではなく、商品米として売却された。出挙米として貸し出され高率の利米を伴って回収された米も結局は商品米として売却された。その米の消費者は、巨大なアジアの首都・京都と奈良である。豊田武氏<sup>⑧</sup>や脇田晴子氏<sup>⑨</sup>らによって明らかにされたところによれば、室町時代の京都や奈良に集住する庄園領主は遠隔庄園から代銭納で得た銭で畿内・近江のいわば首都周辺農村から米を購入するようになった。

以前の庄園制においては中央領主は各地の所領の庄園を有機的に結びつけ自給的な家産経済体制をつくり上げていた。<sup>⑤</sup>ここでは商品流通は年貢公事物が諸国より都の本所へ集中的に流れこむ求心的な領主的商品流通であった。ところが十五世紀に入ると事態は一変した。商品流通の求心的構造それ自体は変らなかつたが、一般農民の参加する地方市場の形成とそれに反比例する家産的庄園領主経済の瓦解によって、遠隔地の年貢米は現地農民↓遠隔地商人の手によって独自のルートで京都の米場を支配する洛中米屋のもとに運びこまれ、畿内・近江の米（ここでは年貢米より加地子得分米の方が量的・質的に庄倒したことは既述）は群生しつつある農村米市場から馬借・中小隔地間米商人のルートでやはり洛中米屋の手に入るようになった。洛中米屋の暴力をさけて中央領主が直接近郷米市場へ買米におもむく等のルートが以上に加わって都合三通りの商品米の移動の形態ができた。<sup>⑥</sup>

以上から、最大の米消費市場京都と、米生産地の周辺農村とが、庄園制的商品流通に取って代った洛中米屋―地方中小米商人（馬借）―農民―三者間の商品流通によって新たに結びつけられるという状況が生まれたことがわかる。米消費地が殆んど京都（及び奈良）に限られるというきわめて偏った流通形態であったから、商品米に関与する右の三階層は、大別すると米買手の洛中米屋に対する米売手の馬借及び「農民」の対立関係にあったとみてよい。さらに前述したように「農民」が分化して地主・小領主を生み出しても、右の買手・売手配置図に変わりはない。地主も右の配置全体の中では米

売手に位置づけられる。米の買手と売手の力関係によって、架の容積はどのように変化するか。他の要因をひとまず捨象して考えると、勿論買手は大架を求め売手は小架を求める。そこで同じ商業用の架であっても京都の架は大きく地方の架は小さくなるはずである。地方農村で地主・小領主と農民が独自の地域的秩序創出とともに生み出した地域架が小さくなる理由はここにあると思われる。

農村から京都に向って流れる商品米が加地子得分として生み出されるという特殊性に着目すればどうなるか。得分米の納め手は小さな架を求め、取り手は大きな架を求める。畿内・近江では加地子得分を集積する者として、村の地主だけを考えることはできない。村外の高利貸商人の存在を入れてこなければならぬ。惣村内部にだけ視点を限定すれば、一般農民は小さな架を、土豪・地主・小領主層は大きな収納架を求めて、対立する。この側面は実際に存在したのである。しかし加地子得分の流れをめぐる惣村の行動は、農民的な利害に従属するものであった。農業生産力の発展の成果である剩余米をいかに在地に惣村内部に確保するか、いかにえるなら加地子得分が惣村外に流出するのをいかにして防ぎとめるか、ということが一五世紀の惣村の斗いの目的であった。<sup>⑦</sup> 土豪・地主層もかかる惣村内部で地歩を築いたが故に、惣村の指導者として行動した。その政治的成果が土一揆であり、国一揆であった。地主層も惣村の構成員として大局的には得分米の取り手に対抗する農民的利害に立ったといえる。ところが十六世紀に入り、土豪の小領主化が進んで惣村が変質した場合、あるいは甲賀の山中氏のように当初から地頭職・保司職等を所有していて領主的側面の強かったような場合は、単純に右のような関係を前提するわけにはいかない。得分米の収取者としての側面が非常に強く、得分米の被収取者としての惣村の団結自体が存立し難い場合が多くなったであろう。このような場合には、加地子得分の流れだけに限ると、地主・小領主は大きな架を、一般農民は小さな架を求めて対立し、結局その地域では優越する地主の大架が支配的にならないとも限らない。しかしこの場合でも、現実の地域架の形成は前述の商品米の売買関係と相互規定的である。小領主が結局は惣村結合の枠内の存在でしかなかったことを考えるなら、小領主が主導しても地域架は米売り手、米納め手の要求の結実

した小さな柄とならざるをえない。<sup>⑧</sup>

以上の配置は少くとも米消費市場京都と直接結びつけられた畿内・近江の流通圏において指摘しうることであろう。本稿で素材を近江に限ったのもこの理由からである。米売り手・納め手が小さな柄を要求するという一般的・抽象的な傾向が、戦国時代の近江に小さい地域柄の事実として存在したことは、そのような農民的要求を體現した地域的な秩序が律令制・庄園制を通じて支配的であった求心的な政治秩序に抗して現出したことを意味する。その直接的な主体は小領主連合による地域権力であった。律令制以来、柄は米を収奪する貴族・領主の手によって制定せられ、彼らの利害を反映して漸次その容積を増大させてきた。中世末に至ってそれまでの政治の流れとは質的に異なる地域的秩序と権力が生まれ、その保証の下で、柄においてもそれまでの漸増の流れを一変させる小量の地域柄が京都以外の地を支配した。京都の米場で生まれた大きな京の十合柄<sup>⑨</sup>京柄は、直接的には米買手の洛中米屋の利害によって生み出されたものであったが、客観的には京都を橋頭堡に農民支配の再編強化をはかる全領主階級の米取り手かつ米買手としての立場を反映したのものであったといわねばならない。戦国大名はそのような領主的利害の體現者として領国内に判柄を制定しようとしたが小領主層を基盤とせざるをえなかったその権力構造の矛盾のゆえに成功した例は少い。<sup>⑩</sup>織豊政権は京柄によってこれを実現した。統一政権と一向一揆の勝敗は、信長が京柄を掌握した時に決まっていたのかもしれない。

- ① 黒川直則氏「十五・十六世紀の農民問題」『日本史研究』七二）ほか
- ② 藤木久志「戦國の動乱」『講座日本史』三）ほか。
- ③ 豊田氏『中世日本商業史の研究』、とくに一四七ページ以下。
- ④ 脇田氏『日本中世商業発達史の研究』。
- ⑤ 永原慶二氏「庄園領主経済の構造」『日本経済史大系』二・中世）等を参照。
- ⑥ 以上、脇田氏前掲書（第四章第二節）による。
- ⑦ 黒川直則氏前掲論文及び「徳政一揆の評価をめぐって」『日本史研究』八八）。
- ⑧ 地主や小領主が一般的に土地の集積者、得分米の取取者であるとはいっても、土地売買の場において常に買手の立場に立ちえたとはいえない。貨幣経済にまきこまれた農村での売買関係は非常に複雑であり、買手が他の局面では同時に売手となつていわゆる散りがかりの関係になるのが通例である。「山中文書」においても前掲2表のように美濃部・伴のような小領主が土地の売手となつて登場する。山中氏も同

様であつたらう。

⑨ 地域柄を一掃しようような公定柄をつくりえない以上、統一基準の石盛を前提とする石高制は施行できない。ところが銭は幕府が死滅する直前まで撰銭令等で公定貨幣の原則を主張しえた。中華帝国から農民を素通りして直接京都の領主にもたらされ、上から下へ及ぼしえた

からである。米高は基準たりえなかったが銭高は基準たりえた（但しあくまでも原則として）。貫高制の問題は「柄と撰銭」の視点で検討しなおすことができるだろう。

（京都大学文学部助手・  
[ ]）

## A Study of Sung 宋 Tea Policies

By K. Umehara

Cash revenue from the monopolies, especially salt and tea, which had greatly developed from the mid-T'ang, 中唐 together with commercial taxes, became the most important sources of revenue for Chinese dynasties from the Sung onwards. Nevertheless, though referred to as monopolies, the policies for salt and those for tea differed considerably. In this article, I have taken up a number of questions concerning the Sung tea monopoly.

To begin with, while explaining the various kinds of tea, I have discussed in the first section the important role played by the *Shih-san shan-ch'ang* 十三山場 in Huai-nan 淮南 and the six *chueh-huo-wu* 權貨務 along the Yangtze to the mid-northern Sung 北宋. I have especially considered the need for this system. In the second section, I have considered from various aspects the nature of the tea merchants in the northern Sung. In the third and final section, focusing on the late northern Sung and the tea regulations *ch'a-fa t'iao-chih* 茶法條制 from the reign of *Hui-tsung* 徽宗, I have discussed in some detail how tea made its way from the producers to the consumers.

From the study of these questions, we can see that, although revenue from the tea monopoly in the Sung did not come close to the amount collected on salt, the tea monopoly in each period was linked to certain social and political problems and in each period had a special character and importance not to be seen in other periods.

### Local Measures 地域榷 and Local Authorities

By S. Murata

Prof. K. Hogetsu has already studied in detail on the various changes of the medieval measures in response to the rise and fall of the manorial system. I think, however, there remains a problem of the influence of the land system on the change of measure in the age of civil wars.

In case of Ohmi 近江, we find the local measures appeared in many districts instead of the measures used by the lords of manor since the middle of the fifteenth century and in the beginning of the sixteenth



century, some of these local measures came to be applied in wider districts. In common, they measured the *Kajishi-rent* 加地子得分 and had smaller capacity than those of manorial measures. It is supposed that the local measures drove out the manorial ones supported by the lords of manor, and gained a wider usage as a result of the local coalition of small lords based upon the *Soson* 惣村 as well as of the decline of manorial system, trade of rice and the development of the rural commerce.

Since the measure of Ritsuryo State 令制柵, the average capacity of the measure had been increasing. At the end of the medieval ages, however, the local measures of decreased capacity had prevailed in the rural villages and soon in the age of *Shokuho-Regime* 織豊政權 the most biggest measure *Kyomasu* 京柵 came to be used as a standard. We consider such a transition worthy of attention.

This fact was deeply concerned with such characteristics of the age of civil wars that the *Soson* and the local country as a supplier-seller of rice had established themselves as an independent political and economic order in opposition to the lords and Kyoto as are ceiver-buyer of rice.

## The Reformation Movements in Strasburg: The Way to the Magisterial Reformation

By K. Tomimoto

Last Year I attempted to describe some of the aspects of the early Anabaptist Movements in Strasburg, in which I noticed that there were some confrontations between the magisterial and the radical lines of reformation. In this paper, on the other hand, my aim was to trace the transition of the confrontations for several years after the Peasants' War.

For this purpose I have mainly used the so-called *Alsace Documents* (*Elsass I, Stadt Strassburg 1522-1532*, ed. by Manfred Krebs and Hans Georg Rott in *Quellen zur Geschichte der Täufer*, VII, 1957) which testify that the reformation on the magisterial line was firmly established through the promulgation of the first *Ratsverordnung* in July, 1527. Though the final victory on the part of the magistrates had to be waited till the opening of the Synod of Strasburg in June, 1533, the social forces to that direction were already at work in 1527.